

意見書案第 5 号

非核三原則の堅持を求める意見書（案）

非核三原則「核兵器を持たず、作らず、持ち込ませず」は、昭和 42（1967）年に当時の佐藤栄作内閣総理大臣が国会で表明し、昭和 46（1971）年には衆議院においてその遵守に言及した決議が可決されて以来、我が国の確固たる国是として位置付けられ、歴代内閣もこれを一貫して堅持してきた。

我が国は、世界唯一の戦争被爆国であり、広島・長崎の惨禍を二度と繰り返さないという決意のもと、国際社会における平和と安全の維持、ひいては「核兵器のない世界」の実現に向けて主導的な役割を果たすことが強く求められている。本市においても、旧海軍航空基地の歴史を有するまちとして、戦争の悲惨さと平和の尊さを後世に伝える取組を進めており、恒久平和を願う市民の思いは強いものがある。

近年の緊迫する国際情勢や安全保障環境の変化の中にあっても、非核三原則は我が国が平和国家として歩む上での基本原則であり、将来にわたり堅持されるべきものである。

よって、国会及び政府におかれては、核兵器のない平和な世界の実現を願う被爆地をはじめとする国民の思いをしっかりと受け止め、次の事項について適切な措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 非核三原則を将来にわたって堅持すること
- 2 核兵器のない世界の実現に向け、国際的な核軍縮・核不拡散の取組を積極的に推進すること

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 7 月 3 日

鹿児島県鹿屋市議会

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
外務大臣 殿